

Member Circular 14/2018

2018年11月4日以降のイランとの取引について

こちらは、英文記事「[Iranian trade after 4th November 2018](#)」（2018年11月）の和訳です。

メンバー各位

2018年5月発行のサーキュラー[6/2018](#)において、米国政府が中国、フランス、ドイツ、ロシア、英国、米国、欧州連合（EU）、イランの間で締結された包括的共同作業計画（JCPOA）合意からの離脱を決定したことによって生じる船主や保険会社に対する影響について概説しました。

米国は、JCPOAの下で解除または適用除外された対イラク制裁を再開しましたが、その二度目で最後の猶予期間が2018年11月4日に終わりを迎えます。米国は、米国人でないすべての人が再開された二次制裁に従うことを期待している旨を明らかにしています。米国とEUは、異なる姿勢を見せており、EUは特に、理事会規則（EC）2271/96号、別名ブロッキング規則の付則を修正することにより、JCPOAが定める制裁緩和の維持を求めています（詳細はサーキュラー[9/2018](#)を参照）。

中国、インド、イタリア、ギリシャ、日本、韓国、台湾、トルコの8か国については、限られた量の原油の輸入を引き続き認められるよう、米国から適用除外を受けているか、今後受けることになるとの報告があります。適用除外は、他の物品には及びません。こうした適用除外に関する限定的なガイダンス、すなわち、原油輸入量の大幅削減に係る特例措置（Significant Reduction Exemptions [SRE]）が、OFAC（米国の財務省外国資産管理室）のFAQ 642によって定められています。さらに、SREを受けた国には、NITC（イラン国営タンカー会社）もしくはIRISL（The Islamic Republic of Iran Shipping Line）の船舶、またはSREを受けた国で登録されている船舶がSREを受けた政府が発行する政府保証の下で保険が付保されている場合に限り、これらの船舶でのみイラン原油を輸入するようとの指導が米国政府からなされていると理解されています。

猶予期間後もいくつかの限定的な取引（例えば、一定の農産品、民生品、食品の輸送。OFACのFAQ 637を参照）は、米国人でない人であれば米国の二次制裁に違反する重大なリスクを負うことなく行うことができる可能性があります。しかしながら、その取引が米国の制裁に違反しないと思われるものであっても、現実的には、国際P&Iグループ加盟クラブが通常の方法で支払を授受し、保証を提供し、クレームに対応することができる立場にある可能性は著しく低いと考えられます。

クラブがイランと何らかの関連があるクレームをてん補する場合、再保険の著しい不足が生じる可能性があります。2018/19保険年度については、事故から生じる責任のうちの100万米ドルは、国際P&Iグループ（IG）加盟各クラブが負担しています。100万米ドル超1億米ドル以下の責任は、国際P&Iグループ加盟の13クラブで分担されます（プール）。国際P&Iグループ加盟の13クラブのうちのいずれかが（当該クラブに適用される制裁によって）プールクレームの分担の拠出を禁止された場合には、該当するクラブのRuleに従って、メンバー自身がその不足分を負担することになります（Rule 77.3）。

1億米ドルを超える責任については、国際P&Iグループ超過損害額再保険（GXL）プログラムのカバー対象となります。GXLプログラムに関わるクレームに関し、承認済みの証明書または保証書に基づいてクラブが直接責任を負わない責任（いわゆる「保証対象外責任」）に関して生じる制裁関連の不足は、国際P&Iグループ加

盟クラブが自動的に再プールするものではなく、適用されるクラブの Rule に従って、メンバーが負担することになります。この点について、一般許可 H (General License H) (米国所在の保険会社や再保険会社の海外関連会社および子会社に適用されるもの) の撤廃により、イランと関連のあるクレームに抛出するために当該ライセンスを援用することができなくなる再保険会社はかなりの数に上ることに留意しておくことが重要です。

また、ほとんどの国際 P&I グループ加盟クラブの Rule には、違法、不適切または無分別な取引から生じるクレームに対するてん補を除外する規定が設けられています¹。ある特定の取引が制裁対象となるリスクがないとしても、上記のすべての要素に鑑みて、該当するクラブがその取引を無分別であると判断する場合があります。

メンバーは、イランとの取引を行う場合には、十分に注意してその取引を行い、契約締結前に十分なデューデリジェンスを実施するとともに、こうした取引において保障を提供したり、メンバーをサポートする上において保険会社が直面する問題を認識しておくようにしてください。保険会社が遭遇する実際上の問題(例えば、イラクとの取引に関連した支払の授受に関して)については、イランとの関連性が薄い金銭取引であっても銀行では扱えない、あるいは銀行が扱うのを嫌うという事情を踏まえると、メンバーも直面する可能性があります。

国際 P&I グループに加入するすべてのクラブが同様のサーキュラーを発行しています。

上記に関するご質問は、[Lars Lislegard-Bækken](#)、[Tore Svinøy](#)、[Ingvild Høgenes Nilsen](#) または [ガードジャパン株式会社](#)までお問い合わせください。

敬具

GARD AS



Rolf Thore Roppestad
CEO (最高経営責任者)

¹ Gard の Rule 第 74 条は以下の通り定めています。

違法取引等

当組合は、加入船が禁輸品を運送し、封鎖を侵破し、または不法、安全でない、もしくは不当に危険な取引もしくは航海に従事することにより生じたか、またはその結果生じた責任、損失、費用または経費はてん補しない。

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されています。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。